

# お知らせ

平成28年6月29日  
東北電力株式会社

## 当社原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設に関する 原子力規制委員会からの評価結果について

当社は、原子力規制委員会より発出された指示文書等に基づき、当社原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設の有無等について調査し、その結果等について報告しております。（平成28年3月29日お知らせ済み）

本日、同委員会より、女川原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設に関する保安規定の遵守状況について、保安規定第3条（品質保証計画）<sup>※1</sup>の履行が十分でないとして、保安規定違反<sup>※2</sup>（違反2）の判定を受けました。

また、東通原子力発電所については、保安規定において品質保証計画に基づき保安活動を実施することが規制要求となった時点よりも以前に工事が実施されたものであることから、保安規定には違反しないものの、設計どおりに実施されていなかった点において、保安活動の業務プロセスに関し改善の余地があるものと評価されました。

当社原子力発電所でケーブルの不適切な敷設が確認された箇所については、すでにお知らせしているとおり、計画的に是正を進めるとともに、原因等を踏まえた再発防止対策を講じてまいります。

当社といたしましては、このたびの原子力規制委員会の評価・指摘を真摯に受け止め、再発防止対策に確実に取り組むことにより、業務品質のさらなる向上を図り、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以上

- ※1：今回の判定では、保安規定第3条（品質保証計画）のうち、「業務・原子力施設に対する要求事項の明確化」「調達プロセス」「調達要求事項」および「調達製品の検証」の履行が十分でないとされたもの。
- ※2：保安規定は、当社が原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を規定しているもので、保安規定違反は、原子力安全に及ぼす影響の大きい順に「違反1」「違反2」「違反3」「監視」の4段階に区分される。